

令和6年度 施策評価 (土木部)

令和6年度 施策評価シート

施策の名称	Ⅲ-4-(1) 高速道路等の整備促進	幹事部局	土木部
施策の目的	高速道路を整備して全国的な幹線ネットワークと接続するなど、県内外の広域的な移動時間を短縮することで、全県的な活力と経済発展につなげます。		
施策の現状に対する評価	<p><u>①(高速道路等の整備促進)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県内の高速道路の開通率は81%であり、全国の89%の開通率に比べると、まだ低い状況にある。特に山陰道の開通率は72%であり、令和5年度に開通した大田静間道路、静間仁摩道路により開通率は上昇したものの、出雲市以西ではミッシングリンクがまだ残っている。 開通区間の沿線地域では、企業進出や観光客数の増加など、地域経済への波及効果が現れている。また、令和3年の出雲市多伎町での災害時には、山陰道が国道9号の代替路として機能し、国道と高速道路とのダブルネットワーク効果を発揮した。一方、これらの効果は限定的となっており、県全域に効果を広げていくためには、早期のミッシングリンク解消が課題である。 県内の高速道路開通区間の約8割は暫定2車線であり、対面通行による安全性・時間信頼性の低下、大雪時の通行止めの長期化などの問題を抱えている。有料高速道路の4車線化は令和3年度より順次事業化されているものの、「高速道路における安全・安心基本計画」に位置づけられた優先整備区間において未事業化区間が多く残っており、4車線化による安全性・時間信頼性の向上、防災面の強化が課題である。 <p><u>②(高速道路の利活用促進)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 沿線市町等と連携して高速道路の整備状況や道の駅情報、沿線市町の観光情報等の情報発信やPRに取り組み、令和5年度の県内高速道路利用台数は令和4年度比では約6%増、令和元年度比(コロナ禍前)では9割まで回復している。 高速道路の整備促進や交流拡大による経済発展に向け、更なる高速道路利用台数の増加が課題である。 <p><u>(前年度の評価後に見直した点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 用地取得に向けた県の支援体制の範囲を拡大し、早期開通に向けた体制を強化した。 沿線市町等と連携して取り組む山陰道沿線活性化プロジェクトをより一層進め、高速道路の利活用促進につながる具体的な取組として、スマホアプリの充実、スタンプラリーとのタイアップに加え、道の駅案内、フォトしまねなどによる広報を充実させた。 		
今後の取組の方向性	<p><u>①(高速道路等の整備促進)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 山陰道をはじめとする高規格道路は、全国的な物流ネットワークとしても重要な社会基盤であることから、重点要望等を通じて山陰道の早期整備を国に要望する。 開通を見据えた利活用を促す取組により早期整備の必要性を訴え、整備予算の確保につなげる。 早期整備に向け、用地取得における県の支援体制を継続するとともに、埋蔵文化財調査を円滑かつ計画的に進めるため、国、県及び市で行う調整をより綿密に行う。 暫定2車線区間の4車線化に向け、事業中区間の着実な推進及び未整備区間の早期事業化を国に要望する。 <p><u>②(高速道路の利活用促進)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 島根ふるさとフェアへの参加などの従来手法に加え、スマホアプリやSNSを活用したPR手法も組み合わせ、山陰道の開通情報等のPRを引き続き行い、高速道路を利用した県内への誘客を図る。 山陰道沿線活性化プロジェクトによる東西交通流動を促す取組を行い、県内高速道路の利用促進を図る。 		

施策の主なKPI

施策の名称	Ⅲ-4-(1) 高速道路等の整備促進
-------	--------------------

番号	KPIの名称	上段は目標値、下段は実績値						単位	計上分類	備考
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
1	高速道路供用率(山陰道の供用延長÷山陰道の路線延長)【当該年度3月時点】	66.0	66.0	66.0	66.0	72.0	77.0	%	累計値	R3.9 変更
		66.0	66.0	66.0	66.0	72.0	77.0			
2	高速道路(山陰自動車道)の利用台数【当該年度4月～3月】	12,700.0	12,500.0	12,500.0	12,500.0	12,500.0	13,500.0	台	単年度値	
		12,700.0	9,551.0	9,977.0	11,094.0	11,856.0				
3	高速道路(浜田自動車道)の利用台数【当該年度4月～3月】	3,770.0	4,000.0	4,000.0	4,000.0	4,000.0	4,000.0	台	単年度値	
		3,770.0	2,874.0	2,921.0	3,225.0	3,371.0				
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

令和6年度 施策評価シート

施策の名称	Ⅲ-4-(2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進	幹事部局	土木部
施策の目的	国内外への玄関口である空港・港湾の機能を拡充し、より一層の利用促進を図ることで、モノや人の流れを拡大し、産業活動の活性化につなげます。		
施策の現状に対する評価	<p><u>①(航空路線の維持・充実と空港機能の拡充)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県内3空港の利用者は、新型コロナの5類移行等により航空需要が回復し、令和5年度はコロナ禍前の水準にほぼ回復した。令和5年12月には、将来的な国際定期便就航実現に向けた覚書をベトナム航空との間で締結し、これに基づく最初のチャーター便が5月に運航された。 出雲縁結び空港においては、運用時間の1時間延長、発着枠の10便拡大に向けて家屋移転や空港周辺の地域振興策を着実に進めている。3月末より、FDAの中部国際空港線が新規就航、また、運休していた静岡線が復便されたが、利用率は伸び悩んでいる。 萩・石見空港は、政策コンテストで令和7年3月までの配分が決まっていた羽田発着枠について、基本的には現行の配分を当面継続する考えが国から示された。また、コロナ禍でいったん落ち込んだ利用者数は、観光誘客や都市間交流等の取組により、年々回復している。 隠岐世界ジオパーク空港においては、令和4年度に引き続き、羽田空港からの直行チャーター便が運航された。 各空港は滑走路等の基本施設、航空灯火関係施設や保安施設の経年による老朽化が進行しており、計画的な修繕・更新が必要である。萩・石見空港において、舗装改良が完了した。 <p><u>②(港湾機能の充実・強化)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍による世界的な物流の混乱が落ち着き、浜田港の国際定期コンテナ船の寄港数が回復し、令和5年度のコンテナ取扱量は3年ぶりに増加した。 物流の2024年問題により、船舶へのモーダルシフトが選択肢となる中、陸送距離が長い県外港湾を利用している県内企業の浜田港への転換を促し、利用企業及び取扱貨物量を増やすとともに、航路の安定化による利用企業の利便性向上を図ることが課題である。 浜田港の港湾施設については、船舶の大型化に対応した岸壁の整備や貨物を荷捌きするヤードの不足、港内静穏度の向上が課題である。その他の港湾についても、港湾機能の充実・強化が課題となっている。 		
今後の取組の方向性	<p><u>①(航空路線の維持・充実と空港機能の拡充)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各空港の利用者数はコロナ禍前の水準にほぼ回復したが、更なる航空需要の回復・拡大に向けて、各路線について県の観光部局や地元の利用促進協議会等と連携して効果的な利用促進策を実施し、路線の維持・充実に取り組む。 出雲縁結び空港は、FDA各路線の利用促進や、ベトナム・台湾との間の将来的な国際定期便開設を見据えたチャーター便の運航など、更なる利便性の向上に取り組む。 萩・石見空港は東京線2便運航を継続するため、政策コンテストで掲げる目標の達成に向けて関係機関等と連携し、利用の促進や新たな需要の創出のための取組を進める。 隠岐世界ジオパーク空港は、引き続き国の滞在型観光促進事業などを活用し、チャーター便の誘致や利用促進に取り組む。 各空港の滑走路や航空灯火施設等の更新・改良については、維持管理更新計画に基づき、引き続き計画的な整備を行う。 <p><u>②(港湾機能の充実・強化)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 浜田港の国際コンテナ航路では、新規貨物や大口荷主の獲得に重点を置いた取組を行うとともに、県外の港湾を利用している企業に対して浜田港を活用した輸出入を働きかけるなど、近隣自治体や関係機関と連携したポートセールスを推進する。 浜田港では、岸壁や防波堤整備を推進するとともに、埠頭用地や臨港道路の整備を行う。その他の港湾についても必要な港湾施設の整備に計画的に取り組む。 		

施策の主なKPI

施策の名称	Ⅲ-4-(2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進
-------	-------------------------

番号	KPIの名称	上段は目標値、下段は実績値						単位	計上分類	備考
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
1	出雲縁結び空港の乗降客数(定期便の年間乗降客数)【当該年度4月～3月】		107.0	74.9	92.7	103.0	103.0	万人	単年度値	R4.2 下方修正
		99.7	30.7	43.2	82.3	100.0				
2	萩・石見空港の乗降客数(定期便の年間乗降客数)【当該年度4月～3月】		15.1	10.6	13.7	15.3	15.4	万人	単年度値	R3.2 下方修正 (コロナ)
		14.3	2.5	3.7	10.6	13.1				
3	隠岐世界ジオパーク空港の乗降客数(定期便の年間乗降客数)【当該年度4月～3月】		6.0	4.2	5.4	6.0	6.0	万人	単年度値	R3.2 下方修正 (コロナ)
		5.9	2.4	3.2	5.5	6.5				
4	インバウンド国際チャーター便運航回数【当該年度4月～3月】		22.0	4.0	10.0	16.0	22.0	回	単年度値	R3.2 下方修正 (コロナ)
		18.0	0.0	0.0	0.0	1.0				
5	隠岐航路利用者数【当該年度4月～3月】		45.0	40.5	45.0	45.0	45.0	万人	単年度値	R3.2 下方修正 (コロナ)
		41.9	24.2	26.6	33.7	38.9				
6	隠岐航路全体の就航率(就航便数/計画便数)【当該年度4月～3月】		96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	%	単年度値	
		95.5	94.9	95.1	94.0	94.7				
7	貿易実績企業数【前年度1月～当該年度12月】		226.0	228.0	230.0	232.0	234.0	社	単年度値	R2.9 上方修正
		224.0	228.0	230.0	234.0	234.0				
8	浜田港国際コンテナ貨物取扱量【当該年度4月～3月】		4,400.0	4,800.0	5,200.0	5,600.0	6,000.0	TEU	単年度値	
		4,113.0	4,539.0	3,725.0	3,309.0	3,826.0				
9	浜田港の港湾施設整備率【当該年度3月時点】		40.0	44.0	51.0	59.0	67.0	%	累計値	
		40.6	42.6	50.2	55.4	59.5				
10	離島港湾の港湾施設整備率【当該年度3月時点】		23.0	32.0	43.0	59.0	72.0	%	累計値	
		16.6	22.2	37.3	42.2	55.8				
11	物流拠点港・補完港の港湾施設整備率【当該年度3月時点】		48.0	55.0	60.0	63.0	68.0	%	累計値	
		46.3	53.2	60.8	64.3	69.8				
12	境港の年間取扱貨物量【前年度1月～当該年度12月】		3,698.0	3,705.0	3,712.0	3,719.0	3,726.0	千トン	単年度値	
		3,469.0	2,971.8	3,156.0	3,475.7	3,596.8				
13	浜田港港湾施設供用率【当該年度4月～3月】		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値	
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				
14	定期航空機の就航率【当該年度4月～3月】		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値	
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				
15	空港施設の供用率【当該年度4月～3月】		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値	
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				
16										
17										
18										
19										
20										

令和6年度 施策評価シート

施策の名称	Ⅶ-1-(1) 道路網の整備と維持管理	幹事部局	土木部
施策の目的	道路の効率的・計画的な整備や維持管理により、県民の安心・安全、快適な日常生活や産業活動を確保します。		
施策の現状に対する評価	<p><u>①(幹線道路網・生活道路の整備)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の国道・県道の2車線改良率は令和4年4月現在で70.3%と、全国平均77.9%を依然として下回っているが、令和5年度は、高速道路と市町村中心部間や県内外の都市間をつなぐ骨格幹線道路の2工区、幹線道路・生活関連道路の22工区を新たに供用開始した。残っている狭あいな区間や線形の悪い区間の整備が課題である。 <p><u>②(道路施設の維持管理)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 5年に1回の定期点検が義務づけられている橋梁等については、点検結果に基づく修繕を計画的に行っており、老朽化対策が確実に進みつつある。一方で、早期に措置を講ずべき橋梁の修繕率は令和6年3月現在で80.0%の状況であり、対策完了に向けた予算確保が課題である。 令和元年度から4年度までの道路管理瑕疵(穴ぼこ)による事故件数は年間3件以下で推移していたが、令和5年度は同事故が7件発生した。 		
今後の取組の方向性	<p><u>①(幹線道路網・生活道路の整備)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 骨格幹線道路について集中投資を行うとともに、幹線道路・生活関連道路の整備に当たっては、道路の目的や地域特性に応じて、既存施設の有効活用を基本とする1.5車線的改良をはじめ様々な整備手法を組み合わせることにより、効率的・効果的に事業を行い、整備の進捗を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 1.5車線的改良・・・地域の地形や道路の利用状況等を考慮し、待避所の設置、突角せん除などの改良や1車線・2車線を適度に組み合わせ、早期に通行の安全や一定の走行速度を確保できる道路改良の手法 <p><u>②(道路施設の維持管理)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁等の老朽化対策について、早期の措置が必要と診断された施設の修繕を計画的に進めていくための予算確保に努め、修繕の確実な進捗を図る。 落石や路面の陥没等、道路上の異常の発生やそれに伴う事故を未然に防ぐため、引き続き、道路パトロールや舗装の点検・修繕を計画的に行うなど、適切な道路管理を行う。また、道路上の異常を道路利用者から通報していただく「道と川の相談ダイヤル」や「パトレポしまね」について、リニューアルしたPRチラシ等を活用して、更なる情報発信を行い、利用者の増加を図る。 		

施策の主なK P I

施策の名称	VII-1-(1) 道路網の整備と維持管理								
-------	-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

番号	K P I の名称	上段は目標値、下段は実績値						単位	計上分類	備考
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
1	骨格幹線道路の改良率【当該年度3月時点】		96.0	96.0	97.0	97.0	97.0	%	累計値	
		96.0	96.7	97.0	97.1	97.3				
2	幹線道路・生活関連道路(優先整備区間)の改良率【当該年度3月時点】		77.0	77.0	78.0	79.0	79.0	%	累計値	
		77.0	77.9	78.7	78.9	79.2				
3	街路整備率【当該年度3月時点】		74.6	74.6	74.7	74.8	75.1	%	累計値	
		74.5	74.5	74.6	74.6	74.6				
4	県代行業町村道路整備事業の進捗率【当該年度3月時点】		75.0	81.0	87.0	93.0	100.0	%	累計値	
		68.0	73.0	81.0	83.0	90.0				
5	早期に措置を講ずべき橋梁の修繕率【当該年度3月時点】		45.0	61.0	76.0	100.0	100.0	%	累計値	
		23.0	36.0	56.0	70.0	80.0				
6	道路管理瑕疵(穴ぼこ)による事故発生件数【当該年度4月～3月】		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値	
		3.0	0.0	1.0	2.0	7.0				
7	ハートフルしまね(道路)登録団体の活動率【当該年度3月時点】		90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	%	単年度値	
		82.1	80.5	82.3	81.9	82.4				
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

令和6年度 施策評価シート

施策の名称	Ⅶ-1-(3) 上下水道の整備	幹事 部局	土木部
施策の目的	ライフラインである上水道と下水道を整備し、県民に安全で快適な生活環境を確保します。		
施策の現状に対する評価	<p><u>①(上水道の安定供給)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の水道普及率はほぼ100%であり、県民は安全かつ衛生的な飲料水を利用できる環境にある。 今後は、老朽化した施設の更新や耐震対策への負担が増加する一方、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれ、更に厳しさを増すことが予想される経営環境の改善に向け、経営基盤の強化を進め、持続的な経営を確保していくことが課題となっている。 <p><u>②(下水道の整備)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末の県内の汚水処理人口普及率は83.8%となり、整備は着実に進んでいるが、全国平均93.3%に比べて低く、特に西部地区(57.8%)の普及率の向上が課題である。また、施設・設備の老朽化対策も課題である。 宍道湖流域下水道は、適切な運転管理に努めているが、供用開始から東部は43年、西部は35年が経過し、施設・設備の老朽化対策が課題である。 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設も供用開始から期間が経過し、施設・設備の老朽化対策が課題である。 今後、各汚水処理施設の運営に当たっては、施設等の老朽化に伴う更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少などに対応し、広域化・共同化等による持続可能な汚水処理事業の運営方法の構築が課題となる。 <p><u>(前年度の評価後に見直した点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (上水道)水道広域化推進プランを着実に進めるため、島根県水道広域化推進協議会を開催した。 (下水道)宍道湖流域下水道については、施設の老朽化に伴う改築・更新を引き続き進める必要があり、令和6年3月に令和6年度から5か年のストックマネジメント計画を策定した。 		
今後の取組の方向性	<p><u>①(上水道の安定供給)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に作成した水道広域化推進プランに基づき、物品の共同発注や人材育成など、連携が可能なものから取り組んでいく。 県営水道用水供給施設は、施設管理基本計画及び中期事業計画に基づき、計画的に施設の更新や耐震対策を行い、水道用水の安定的な供給を継続していく。 <p><u>②(下水道の整備)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 汚水処理施設の整備の遅れている自治体への財政支援(生活排水処理普及促進交付金)を行うほか、整備手法の見直しやコスト縮減効果のある新技術の導入及び各省庁における支援制度の活用を働きかけ、施設整備の促進及び老朽化対策を進める。 宍道湖流域下水道は、日々の保守・点検、修繕などの運転管理を適切に行うとともに、ストックマネジメント計画に基づき計画的に施設・設備の改築・更新を進めていく。 農業集落排水施設は、供用開始から20年を経過した施設について策定した最適整備構想に基づき計画的に施設・設備の改築・更新を進めていくとともに、新たに20年を経過する施設についても、順次構想を策定していく。 漁業集落排水施設は、長寿命化計画に基づき計画的に施設・設備の改築・更新を進めていく。 広域化・共同化については、「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」に定めた各種の取組が円滑に実施されるよう、引き続き市町村の支援及び進捗管理を行う。 		

施策の主なKPI

施策の名称	VII-1-(3) 上下水道の整備
-------	-------------------

番号	KPIの名称	上段は目標値、下段は実績値					単位	計上分類	備考	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				令和6年度
1	水道の給水停止及び断水日数(年間日数、自然災害・不可抗力を除く)【当該年度4月～3月】	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	日	単年度値	
2	終末処理場流入制限日数【当該年度4月～3月】	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	回	単年度値	
3	汚水処理人口普及率【当該年度3月時点】	81.3	82.0	82.6	83.0	83.8	85.4	%	累計値	
4	県営水道施設(送水管)の耐震化延長【当該年度4月～3月】	109,540.0	109,540.0	109,540.0	109,540.0	109,540.0	111,450.0	m	累計値	
5	県営水道における給水制限日数【当該年度4月～3月】	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	日	単年度値	
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

令和6年度 施策評価シート

施策の名称	VII-2-(1) 快適な居住環境づくり	幹事 部局	土木部
施策の目的	人口減少に対応できる公共施設の在り方を検討し、必要な老朽化対策も進めながら、快適な居住環境をつくれます。		
施策の現状に対する評価	<p><u>①(計画的な都市づくり)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少に対応できるまちづくりのため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しを進めており、令和5年度に2区域の見直し手続きを開始した。残る区域については、区域が存在する関係市のマスタープランの改定とあわせた見直しを予定している。 <p><u>②(魅力ある景観づくり)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特色に応じたきめ細かな景観施策を推進するため、市町村に対し、景観法に基づく計画策定や規制を行うことができる景観行政団体への移行の支援を行っているが、残る8市町村については、移行により可能となる規制誘導方策などの景観施策の有効性が十分に浸透していないことが課題である。 <p><u>③(魅力ある公園づくり)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 浜山公園野球場の照明施設のLED化や多目的広場の整備を行ったほか、老朽化等により使用禁止となっていた遊具の更新・修繕などにも着実に取り組んでいる。また、石見海浜公園(アクアランド周辺)においては、環境ふれあい館を雨天でも遊べる屋内遊戯施設とするための再整備に着手した。 一方、使用できない公園の遊具や、老朽化により運営に支障が生じている各種競技場の施設・設備が増加してきており、利用者の安全を確保するためにも、従来よりも早い段階での施設・設備の修繕や更新を適切に行っていくことが課題である。 <p><u>④(快適な住宅の提供)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和50年度以前に建設された県営住宅で、居住面積水準を満たさない住戸が令和5年度末で661戸(約13%)存在している。 県営住宅においては、高齢化社会に対応するためのバリアフリー化に取り組んでおり、令和5年度末で44.2%の住戸が所定のバリアフリー性能を有している。 		
今後の取組の方向性	<p><u>①(計画的な都市づくり)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しに当たっての基礎となる情報を収集し、関係市の意向も踏まえて策定の方向性を共有する。あわせて、同時期にマスタープランの改定を予定している関係市への支援を行う。 <p><u>②(魅力ある景観づくり)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 景観行政団体へ移行していない市町村に対し、良好な景観がまちづくりにもたらす具体的なメリットや、開発行為等への指導等による効果を丁寧に説明し、その必要性が理解されるよう努める。 <p><u>③(魅力ある公園づくり)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある公園施設として利用者の多様なニーズに対応し続けるため、長期的・計画的な視点を持って長寿命化計画における優先順位を設定し、適切な維持管理・改修を行う。 <p><u>④(快適な住宅の提供)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した県営住宅の建て替えや改善工事を計画的に進める。 県営住宅のバリアフリー化や子育て世帯に配慮した住まいづくりを進める。 		

施策の主なK P I

施策の名称	Ⅶ-2-(1) 快適な居住環境づくり
-------	--------------------

番号	K P I の名称	上段は目標値、下段は実績値					単位	計上分類	備考	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				令和6年度
1	ひとにやさしいまちづくり条例適合証の交付枚数【当該年度4月～3月】		134.0	136.0	138.0	140.0	142.0	枚	累計値	
		132.0	135.0	136.0	138.0	141.0				
2	思いやり駐車場利用証の交付数【当該年度4月～3月】		11,000.0	13,500.0	15,000.0	16,500.0	18,000.0	枚	累計値	R3.9 上方修正
		10,421.0	12,035.0	13,783.0	15,682.0	17,789.0				
3	地籍調査事業進捗率【当該年度3月時点】		52.3	52.9	53.5	54.2	54.8	%	累計値	
		52.3	52.7	53.1	53.8	54.3				
4	県立都市公園利用者数【当該年度4月～3月】		135.0	135.0	135.0	135.0	135.0	万人	単年度値	
		129.0	85.9	104.0	126.3	125.3				
5	景観行政団体移行市町村数【当該年度3月時点】		11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	市町村	累計値	
		10.0	11.0	11.0	11.0	11.0				
6	サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数(R2年度からの累計)【当該年度4月～3月】		10.0	20.0	110.0	120.0	130.0	戸	累計値	R4.2 上方修正
		(現計175)	90.0	90.0	120.0	120.0				
7	リフォーム助成事業を利用した住宅数【当該年度4月～3月】		450.0	450.0	450.0	600.0	600.0	件	単年度値	R5.2 上方修正
		365.0	446.0	1,216.0	569.0	543.0				
8	県営住宅の建替戸数(R2年度からの累計)【当該年度4月～3月】		20.0	40.0	60.0	80.0	100.0	戸	累計値	
		(単年度89)	0.0	28.0	28.0	82.0				
9	建築住宅センターHPへのアクセス件数【当該年度4月～3月】		30,000.0	30,000.0	30,000.0	43,000.0	43,000.0	件	単年度値	R5.9 上方修正
		40,902.0	41,362.0	64,837.0	47,989.0	41,391.0				
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

令和6年度 施策評価シート

施策の名称	Ⅷ-1-(1) 災害に強い県土づくり	幹事 部局	土木部
施策の目的	道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により、県民の生命、身体及び財産への被害の発生の未然防止や被害の最小限化を図ります。		
施策の現状に対する評価	<p><u>①(道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 落石などの道路防災に関して、落石頻度の高い30cm未満の石を対象とした第1段階の対策が必要な箇所は2,688箇所(令和5年度末現在。以下の数値について同じ。)あるが、その整備率は12.2%で、そのうち、緊急輸送道路上の要対策箇所783箇所の整備率は35.5%である。また、緊急輸送道路上にあり、耐震化が必要な221橋梁の耐震対策実施率は、77.8%である。これらの整備の進捗が課題である。 • 県管理河川の整備率は32.2%と低く、特に人口が集中している県東部の整備率は16.2%と、県西部の44.3%、隠岐の77.9%と比べ遅れており、整備の進捗が課題である。 • 波積ダムが令和6年6月から供用を開始するなど、ダム建設事業については、おおむね計画どおり進捗している。 • 平成30年7月から3年余りの間に3度の浸水被害が発生した江の川下流域の治水事業については、これまでのハード整備に加え、危険な箇所からの移転など、「治水とまちづくりの連携計画(江の川中下流域マスタープラン)」に基づく対策を着実に進めていく必要がある。 • 斐伊川・神戸川治水事業については、斐伊川放水路及び志津見・尾原両ダムの運用により、斐伊川下流の水位上昇を抑制する効果を発揮している。大橋川改修及び中海・宍道湖の湖岸堤の整備も着実に進捗している。 • 土砂災害危険箇所の整備状況は、砂防、地すべり、急傾斜地の対策を要する5,889箇所では19.4%、農地地すべり対策305区域では76.0%、山地災害危険地区13,952地区では38.3%の整備率であり、対策の推進が課題である。 <p><u>②(建築物の耐震化)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 公共建築物について、耐震化率は95.5%と令和3年度から横ばいであり、災害時の拠点となる建築物について、所管する自治体の体制等の問題から耐震化に向けた検討が十分に行われていないものがあることが課題である。 • 能登半島地震での建物の被害を踏まえ、一層の耐震対策の推進を図る必要がある。 		
今後の取組の方向性	<p><u>①(道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 近年、頻発する自然災害や土砂災害に強い県土づくりを実現するため、国の国土強靱化関係予算を最大限活用した道路防災対策、河川改修、砂防施設の整備などのハード対策と、ダムの事前放流の運用や河川の水位情報、監視カメラによる画像情報の提供、土砂災害警戒情報の周知などのソフト対策を一体的・計画的に進めていく。 • 江の川本川の堤防整備などの加速化、県・市町の事業を含めた必要な予算の確保を国に対して強く要望していくとともに、江の川中下流域マスタープランに基づき、事業が進むよう、国や沿川市町と連携して取り組んでいく。 • 斐伊川・神戸川治水事業についても、引き続き早期完成に向け、整備の促進を要望していく。 • 矢原川ダム建設事業の推進に必要な予算確保に努めるとともに、効率的な事業進捗を図る。 <p><u>②(建築物の耐震化)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 自治体へのヒアリング等を実施して耐震化の進捗状況を確認するとともに、各自治体で関係部局と連携を図り、耐震化に向けた検討を進めるよう働きかけを行う。 • 木造住宅について、建物全体を対象とした一般的な耐震化と並行して、人命を最優先にした部分的な耐震対策を推進する。 		

施策の主なK P I

施策の名称		Ⅷ-1-(1) 災害に強い県土づくり								
番号	K P I の名称	上段は目標値、下段は実績値						単位	計上分類	備考
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
1	緊急輸送道路の落石等通行危険箇所整備率【当該年度3月時点】		21.0	26.4	33.2	40.0	48.9	%	累計値	R3.2 上方修正
		5.9	12.5	21.8	29.8	35.5				
2	緊急輸送道路の橋梁耐震化率【当該年度3月時点】		72.9	75.1	79.6	81.9	84.6	%	累計値	
		66.5	70.6	72.4	75.1	77.8				
3	洪水からの被害が軽減される人口【当該年度3月時点】		313,000.0	315,000.0	317,000.0	319,000.0	321,000.0	人	累計値	
		312,000.0	312,500.0	313,000.0	313,300.0	314,000.0				
4	ダム建設事業の工事進捗率【当該年度3月時点】		75.7	80.2	82.7	84.3	85.7	%	累計値	
		69.5	74.7	78.1	79.1	81.6				
5	河川リフレッシュ事業対象河川の河床掘削延長(R2以降)【当該年度3月時点】		10.0	60.0	70.0	80.0	90.0	km	累計値	R3.9 上方修正
		(単年度14.1)	44.3	55.9	62.6	67.2				
6	実施中の海岸事業の防護区域面積(R2以降)【当該年度3月時点】		1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	ha	累計値	
		(単年度1.6)	1.3	2.1	3.8	4.9				
7	緊急を要する海岸保全施設の修繕箇所数【当該年度4月～3月】		10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	箇所	単年度値	
		5.0	8.0	9.0	8.0	8.0				
8	大橋川改修事業関連事業進捗率(朝酌矢田地区)【当該年度3月時点】		18.8	18.8	25.0	56.3	68.8	%	累計値	R3.2 下方修正
		12.5	12.5	18.8	25.0	43.8				
9	港湾海岸における防護区域面積(R2以降)【当該年度3月時点】		0.3	0.8	1.0	1.2	1.3	ha	累計値	
		(単年度0.8)	0.2	0.6	1.1	1.4				
10	土石流危険渓流に対し、土石流災害防止対策を講じた箇所の保全される人口の累計【当該年度3月時点】		18,999.0	19,190.0	19,391.0	19,679.0	19,856.0	人	累計値	
		18,858.0	19,194.0	19,392.0	19,413.0	19,539.0				
11	土砂災害警戒区域(土石流)内の24時間滞在型要配慮者利用施設及び地域の重要な避難所の保全率【当該年度3月時点】		61.0	62.0	64.0	68.0	70.0	%	累計値	
		56.0	57.0	60.0	62.0	64.0				
12	地すべり危険箇所に対し、地すべり災害防止対策を講じた箇所の保全される人口の累計【当該年度3月時点】		15,858.0	15,858.0	15,945.0	15,945.0	15,945.0	人	累計値	
		15,570.0	15,570.0	15,570.0	15,570.0	15,570.0				
13	急傾斜地崩壊危険箇所に対し、がけ崩れ防止対策を講じた箇所の保全される人口の累計【当該年度3月時点】		35,664.0	35,728.0	35,945.0	36,202.0	36,517.0	人	累計値	
		35,223.0	35,430.0	35,436.0	35,514.0	35,601.0				
14	土砂災害警戒区域(急傾斜地)内の24時間滞在型要配慮者利用施設及び地域の重要な避難所の保全率【当該年度3月時点】		60.0	63.0	72.0	74.0	81.0	%	累計値	
		60.0	60.0	60.0	65.0	74.0				
15	公共建築物の耐震化率【当該年度3月時点】		96.0	97.0	98.0	99.0	100.0	%	累計値	
		94.0	94.7	95.5	95.5	95.5				
16	危険性の高いブロック塀等の除却件数【当該年度4月～3月】		40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	件	単年度値	
		21.0	45.0	34.0	22.0	24.0				
17	老朽危険空き家の除却戸数【当該年度4月～3月】		30.0	60.0	90.0	150.0	210.0	戸	累計値	R5.9 上方修正
		26.0	40.0	84.0	136.0	217.0				
18										
19										
20										